

(別紙)

「青森県犯罪被害者等支援条例案の骨子」に寄せられた意見の内容とそれに対する県の考え方

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
1	全体に関する感想 本条例の骨子はおおむね賛成です。		その他
2	2③2行目, 3(3)1行目, 10の1～2行目 意見:「安心」の概念がかなり漠然としたものであり, 内心の状況に寄り添うことに限界があることから, より人格権に係る裁判例でも用いられている一般的な表現として「平穏な生活を営む(送る)」としてはいかがでしょうか。 現行: 安心して暮らす 変更案: 平穏な生活を営む(送る)	犯罪被害者等から「平穏な生活が戻ってくることはない」という意見があったことを考慮し、「安心して暮らす」としています。	反映困難
3	8(1)1行目 意見: 犯罪被害者については, 複数の都道府県にまたがる犯罪の場合と, 被害者が複数の都道府県にまたがる場合とがあり, いずれも都道府県間でも連携・協力が必要となる場合があります。「市町村」ではなく「地方公共団体」としてはいかがでしょうか。 現行: ～国, 市町村, 民間支援団体～ 変更案: ～国, 地方公共団体, 民間支援団体～	8(1)は, 県内における関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制の整備について規定していることから, 「市町村」としています。 なお, 御意見のあった都道府県間での連携・協力については, 8(2)で規定しており, ここでは「地方公共団体」としています。	反映困難
4	9(1)1行目 意見: 推進計画は「計画」なので, 「総合的かつ計画的に推進～」は単に「総合的に推進～」で十分ではないでしょうか。または「段階的に」や「体系的に」ではいかがでしょうか。 現行: ～施策を総合的かつ計画的に推進～ 変更案: ～施策を総合的に推進～	犯罪被害者等のための施策は幅広い分野にわたっており, 関係機関等と連携・協力しながら, 本条例で定める基本理念に基づき総合的かつ計画的に推進する必要があることから, 「総合的かつ計画的」としています。	反映困難

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
5	<p>9 (1) 1 行目 意見：(2)以降で「推進計画」という語句が現れるので、「～推進するための計画（以下「推進計画」という。）～」としてはいかがでしょうか。 現行：～推進するための計画を定めなければならない。 変更案：～推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。</p>	<p>御意見を踏まえ、「～推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。」に修正します。</p>	<p>文章修正等</p>
6	<p>9 (2)① 意見：「施策」自体が「方向」を示しているものと思われること、抽象的で、計画立案者にとって計画に何を盛り込まなければならないのかのイメージが難しくなり、立案しづらくなるのではないかと思います。このため、施策の「方向」は、施策の「実施手順」「段階」「行程」などと置き換えてはいかがでしょうか。</p>	<p>9 (2)①は、県が行う犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な方向性を定めるものであることから、「施策の方向」としています。</p>	<p>反映困難</p>
7	<p>15, 16について 意見：10～14の表題は実際に行うことを端的に表した題名となっています。これに対し15, 16は判然としないため、以下のような表題としてはいかがでしょうか。 現行：15 居住の安定 16 雇用の安定 変更案：15 居住における特別の配慮等 16 雇用の安定に関する事業者への啓発等</p>	<p>15は、犯罪被害者等の居住の安定を図るための施策について規定していることから、表題は「居住の安定」としています。 16は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための施策について規定していることから、表題は「雇用の安定」としていません。</p>	<p>反映困難</p>
8	<p>17について 意見：「情報の提供等必要な施策」はだれに対してのものでしょうか。主語が判然としないため、明示をお願いできれば幸いです。</p>	<p>17は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与するための施策について規定していることから、「情報の提供等必要な施策」は、犯罪被害者等に対して行うものです。</p>	<p>その他</p>

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
9	<p>18について 意見：表題の「保護又は捜査の過程等における配慮等」は、あたかも犯罪被害者等に対する県の措置のように見えますが、内容は職員に対する訓練、啓発、職員等の配置、施設の整備等であって、犯罪被害者等への直接的な配慮の内容がなく、表題が不適當に見えます。</p> <p>内容に合わせるのであれば、「職員に対する訓練・啓発、専門的知識を有する職員等の配置、必要な施設等の整備等」ではないでしょうか。</p> <p>また、県職員の配置を表題でも明示しないと、これまでどおり専門性の薄い一般行政職員での中途半端な対応となってしまう、いずれマスコミなどに叩かれる不適切な事例が発生しかねないこと、職員の採用・配置を担当する人事当局への圧力にならないことから再考をお願い致します。</p> <p>現 行：18 保護又は捜査の過程における配慮等 変更案：18 職員に対する訓練・啓発、専門的知識を有する職員等の配置、必要な施設等の整備等</p>	<p>18は、保護又は捜査の過程において、犯罪被害者等の人権に十分配慮し、負担を軽減するための施策について規定していることから、表題は「保護又は捜査の過程における配慮等」としています。</p>	反映困難
10	<p>18の4行目について 意見：「訓練及び啓発」の対象者は誰でしょうか。目的語が判然としないため、明示をお願いできれば幸いです。</p>	<p>18は、保護又は捜査の過程における配慮等について規定していることから、「訓練及び啓発」の対象は、犯罪被害者等の保護又は捜査に携わる職員となります。</p>	その他
11	<p>19の1行目について 意見：本文は、「犯罪被害者等の支援の取組について、県が県民・事業者の理解を得ること」ではないでしょうか。「理解を深め」では、主語が県民・事業者になってしまうので、以下のようにしてはいかがでしょうか。</p> <p>現 行：～犯罪被害者等支援についての理解を深め、～ 変更案：～犯罪被害者等支援についての理解を得、～</p>	<p>19は、県民及び事業者が犯罪被害者等支援についての理解を深めるために県が行う施策について規定していることから、「理解を深め」としています。</p>	反映困難

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
12	<p>21について 意見：内容が民間支援団体の活動の促進に資する「情報提供及び助言～支援等」のため、表題を「民間支援団体に対する情報提供等」としてはいかがでしょうか。 現行：21 民間支援団体の活動の促進 変更案：21 民間支援団体に対する情報提供等</p>	<p>21は、民間支援団体の活動の促進に資するための施策について規定していることから、表題は「民間支援団体の活動の促進」としています。</p>	<p>反映困難</p>
13	<p>21の1行目について 意見：「情報の提供及び助言」は「民間支援団体に対する」ものでしょうか。2行目が「犯罪被害者等支援に従事する者に対する～」とあるため、「情報の提供及び助言」の対象者の明記をお願いできれば幸いです。</p>	<p>21は、民間支援団体の活動の促進に資するための施策について規定していることから、「情報の提供及び助言」は、「民間支援団体に対する」ものとなります。</p>	<p>その他</p>